

**最高人民法院「専利の権利付与・権利確定に関わる行政事件の審理における
若干の問題に関する最高人民法院の規定（一）（意見募集稿）」**

意見募集表

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
第 3 条	<p>「請求項の用語の説明にあたっては、専利審査書類を参照することができる。<u>ただし、明細書及び付属図面の記載に基づく解釈を原則とし、専利審査書類のみを解釈の根拠とはしない。</u>」</p> <p>※下線部分を追加。</p>	<p>「専利審査書類」の何を参照するのか対象範囲を明確にすることを望む。また、「専利審査書類」を参照する際の条件も明確にすべきと考える。</p> <p>例えば、出願明細書及び意見書等の全ての書類を含むのか、出願明細書及び付属図面を除いた意見書等のみが対象なのか不明確である。また、規定案では、出願明細書及び付属図面の内容に関わらず、意見書等のみで用語の解釈を行うことができるとも読める。</p> <p>第 3 条第 1 項に、「請求項に自ら定義した用語を用い、かつ明細書及び付属図面に明確な定義又は説明がある場合は、その定義に従う。」との記載があり、これと矛盾しないように、出願明細書及び付属図面を根拠に解釈するのが原則であると考え。</p>
第 11 条	<p>「薬品の専利出願人、専利権者が出願日以降に、」</p> <p>※「薬品の」を削除。2ヶ所あり。</p>	<p>規定案の第 11 条と第 12 条は、対象を「薬品の専利」に限定しているが、実験データに基づいて技術の効果を確認することができるのは、薬品の専利だけではない。化学、バイオ等の他の発明においても実験データによって効果を説明できる。</p> <p>薬品分野の出願だけ有利になるのは問題であり、薬品の文言を削除すべきと考える。</p>
第 12 条	<p>「当事者が実験データを提出した場合、人民法院は当該当事者に対し、実験データの出所及び形成過程を証明するための証拠の提示を要求することができる。これには、実</p>	<p>実験データに関する証拠として、実験を行った担当者まで特定することは不要であり（実験に関わった者を全員特定するのは困難な場合がある）、機関が特定されれば十分</p>

	<p>験原料及びその出所、実験の手順、条件、環境又はパラメータ、並びに実験を行った担当者、機関等、<u>実験データの真实性、関連性</u>及び証明力に影響するに足る要素が含まれる。」</p> <p>※上記のように修正。下線箇所は追記部分。</p>	<p>であるとする。</p> <p>また、「関連性」とは、何と何の関連性を対象としているのか不明であり、削除するのが適切であるとする。</p>
<p>第 14 条</p>	<p>「請求項に限定された技術的解決手段の技術分野を確定するにあたり、人民法院は、請求項の主題の名称及び内容、明細書の「技術分野」に記載された内容並びに当該技術的解決手段が実現する機能及び用途を総合的に考慮しなければならない。<u>その際に、か→</u> <u>専利の国際特許分類番号を参照することができる</u>もなければならない。」</p> <p>※上記の様に修正。下線箇所は追記部分。</p>	<p>国際特許分類番号の付与については、出願人が関与できず、また番号が不適切な場合もある。特許分類番号は、サーチ等で使うインデックスにすぎないため、参考程度に止め、参照することを必須とするのは適切ではない。</p> <p>また、特許の有効性の判断の際に、公知資料として使える文献が特許と同一の国際特許分類を有するものに限定される傾向に流れることを懸念する。</p>
<p>第 22 条</p>	<p>「(七) 一般消費者が熟知するに公知である建築物、作品、標識の全部又は一部のデザインを使用している。」</p> <p>※上記の様に修正。下線箇所は追記部分。</p>	<p>(1) 規定案の「一般消費者が熟知する」では、「熟知」の意味が不明確である。専利出願における登録要件の新規性は世界公知主義で判断するため、「熟知」ではなく「公知」とすべきであるとする。</p> <p>もし、「一般消費者が熟知する」と記載するのであれば、「熟知」の意味を明確に定義すべきである。例えば、「汕頭市欧銳玩具実業有限公司及び汕頭市錦興プラスチック有限公司による意匠特許権侵害紛争事件」の第二審判決では「ここにいう通常デザインとは、<u>現有デザインの中でも一般消費者が熟知しており、製品名称を聞くだけで相応のデザインを連想することができるデザインを指す。</u>」と述べている。</p> <p>(2) 第 22 条 (七) では「<u>一般消費者が熟知する…のデザイン</u>」と表現しているのに対して、第 32 条及び第 34 条 (一) では「公然知られる技術又は<u>慣用デザイン</u>」と表現</p>

		している。これらが意味するところの「熟知」と「慣用」に程度の違いがあるのであれば、その違いを明確にすべきであると考え
第 23 条	<p>「人民法院は、この規定の第 22 条にいう独特の視覚効果を認定するにあたり、次に掲げる要素を総合的に考慮することができる。</p> <p>・・・</p> <p>(二) デザインの余地</p> <p>・・・」</p> <p>とあるが、「デザインの余地」の説明をもう少し詳しく記載すべきである。</p>	「デザインの余地 (中文:设计空间)」が何を意味しているのか、どういう要素なのか不明確であるため、解釈がばらつく可能性がある。統一的な解釈を取れるよう明瞭な記載にすることを望む。
第 26 条	<p>「国务院專利行政部門が、無効宣告請求人の提出した理由及び証拠を超えて審査を行い、かつ職権により審査できる状況にあたら ないとき、当事者が行政訴訟法第 70 条第 (四) 号に定められた職権超越にあたりと主張する場合、人民法院は支持しなければならない。」</p> <p>※上記の様に「かつ職権により審査できる状況にあたらぬとき、」を削除。または、「職権により審査できる状況」とはどのような状況か具体的に記載する。</p>	「職権により審査できる状況にあたらぬ」とは、どのような状況を指すのか不明確であり、行政部門が職権で審査できる範囲が広がれば專利出願人に不利になる可能性がある。よって、当該記載を削除するか、またはどのような状況を指すのか具体的に記載すべきであると考え
第 33 条	<p>「專利権者が専利の権利確定行政事件において、訴えを受けた決定において無効を宣告された請求項は有効を維持すべきであることを証明するために用いる新たな証拠を提出した場合、人民法院は一般的に<u>これを</u>審査すべきである。」</p> <p>※上記の様に「一般的に」を削除し、「これを」を追加。または、「一般的に」の記載を残すのであれば、それがどのような審査なのか定義すべきであると考え</p>	「一般的に審査」とあるが「一般的に」の意味が不明確であるため削除が望ましい。もし、「一般的に」の記載を残すのであれば、それがどのような審査なのか定義すべきであると考え

	のか明確に記載する。	
第 34 条	「(三) 意匠製品の デザインの余地 を証明するために用いるもの。」 とあるが、「デザインの余地」の説明をもう少し詳しく記載すべきである。	第 23 条と同様に、「デザインの余地（中文：設計空間）」が何を意味しているのか不明確であるため、解釈がばらつく可能性がある。統一的な解釈を取れるよう明瞭な記載にすることを望む。
その他	規定案には記載されていない審理期間について、どの程度の期間で審理を終了するか のガイドを記載することを希望。 例えば、「審理は、特段の事情がない限り、 提訴の日から 6 ヶ月以内に終了しなければならない。」 というような記載。	審理の遅れにより、専利の権利が不安定な 期間が長くなると、当該権利に関する争い、 ライセンス交渉、各種取引等を行っている 当事者に与える影響が大きくなる。

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)